

育成就労法・行政書士法に沿った実務準備

監理支援機関 許可申請 2026年9月をどう迎えるか

監理団体の経営者・事務責任者のための論点整理と組織内共有資料

2026年8月版 | 出典: 外国人技能実習機構 (OTIT) 公表資料ほか

おおしば行政書士事務所

目次

この資料の構成

▲ 01	なぜ、8月下旬の「今」なのか	3
▲ 02	スケジュールと「9月30日」の正しい理解	4-5
▲ 03	今、実務の現場で起きていること	6
▲ 04	経営陣で議論すべき、3つの論点	7-12
▲ 05	誰に相談すべきか（行政書士法・独立性の観点）	13-15
▲ 06	今すぐ確認したいチェックリスト	16-18
▲ 07	相談先を選ぶときに見ておきたい視点	19
▲ 08	社内共有用 3つの問い	20
▲ 09	まとめ	21

なぜ、8月下旬の「今」なのか

2027年4月1日、技能実習制度に代わって育成就労制度が始まります。現在の監理団体は自動的に移行できず、「監理支援機関」としての許可を新たに取得する必要があります。

許可申請の受付開始

2026年4月15日

育成就労計画 認定申請の受付開始

2026年9月1日

制度施行(事業開始)

2027年4月1日

約3,700

既存の監理団体数(概数)
この数の団体が、同じ時期に
同じ手続きを意識しています。

全体スケジュールと、今の立ち位置



「9月30日」は法律上の締切ではなく、審査集中を避け早期の事業開始を目指す団体向けの運用上の目安です。申請自体は2027年3月31日まで可能ですが、審査には数か月あまり近くかかることがあります。

「9月30日」を、正しく理解する



誤解されがちな理解

9月30日までに申請しなければ、
監理支援機関になれない。



実際の位置づけ

9月30日は「4月1日の事業開始を希望する場合の申請の
目安（許可の確約ではない）」。
よってすべての申請自体がそこで締め切りになるという
ことではない。

とはいえ、約3,700の監理団体が同時に動くため、申請が集中すれば審査は時間を要します。
「締切ではないから急がなくてよい」ではなく、「実務上の余裕は少ない」と捉えるのが現実的です。

今、実務の現場で起きていること

1

外部監査人の争奪戦

外部監査人は実質的に 行政書士・弁護士・社会保険労務士等に限定。全国一斉の需要で、良い有資格者から売れていきます。

2

送出国側の準備状況

二国間取決め（MOC）の締結や認定送出機関リストの整備は国によって進捗が異なり、申請書に記載した送出機関がリストに未掲載だと許可が下りません。

3

手数料・電子申請は未公表

2026年8月時点で、申請手数料の金額や電子申請の可否は「追って案内」とされています。予算化はその公表を待つ必要があります。

経営陣で議論すべき、3つの論点

ここからは、組織内でより建設的に話し合うための「論点」や「事実」を整理して言語化してみます。

論点1

間に合わせるか、見送るか

スケジュールと自団体の体制を踏まえた選択

論点2

費用面の負担をどう見るか

外部監査人・体制整備のコスト負担

論点3

コンプライアンス面のリスクをどう見るか

無理な体裁づくりのリスクを避ける

論点1

間に合わせるか、見送るか

どちらも「あり得る経営判断」です。大切なのは、判断の根拠を具体的に持つことです。

間に合わせに動く場合

- 体制整備・外部監査人確保をすぐ着手
- 審査集中を見越し余裕を持って準備
- 拙速な体裁づくりは避ける

今回は見送る場合

- 空白期間の影響を具体的に洗い出す
- 受入企業・技能実習生への説明を準備
- 次の申請時期に向けた準備計画を立てる

「見送る」という選択の是非

施行日前申請の受付は2027年3月31日まで続きます。9月末に間に合わせないことは法律違反ではありません。ただし、施行日である2027年4月1日からしばらくの間、事業運営にどのような影響が及び得るかは、具体的に洗い出しておく必要があります。

☐ 現行の技能実習生・実習実施者への影響はあるか

☐ 受入企業への説明・調整はいつ、誰が行うか

☐ 経過措置の適用範囲を専門家と確認したか

☐ 次の申請時期までの準備計画は具体的か

論点2

費用面の負担をどう見るか

外部監査人への報酬

行政書士・弁護士・社労士等への継続的な報酬が新たに発生

体制整備コスト

常勤職員の増員、相談対応体制、規程整備などの人件費・整備費

申請手数料(未公表)

2026年8月時点で金額未公表。公表後に予算を確定させる必要

専門家への相談・依頼費用

申請書類の作成支援や要件確認を依頼する場合の費用

論点3

コンプライアンス面のリスクをどう見るか

許可基準は技能実習制度の監理団体よりも厳格化されています。費用を抑えるために体制を「形だけ」整えることは、許可後の実地検査・更新審査で問題として表面化するリスクを伴います。

- ！ 常勤職員の実態を伴わない名目上の配置
- ！ 受入企業との独立性・中立性要件の形式的な充足
- ！ 外部監査人の関与が実質的でない体制
- ！ 無資格者による申請書類の作成代行への依存

費用とコンプライアンス、両立の考え方

どちらかを選ぶ問題ではなく、判断の順序と情報量の問題です。

1 現状を正しく棚卸しする

何が足りていて、何が足りないかを具体的に把握

2 複数の専門家から情報を得る

費用感・実務の実態を比較できる状態を作る

3 優先順位を経営陣で決める

何を早め、何を待てるかを言語化する

誰に相談すべきか：行政書士法の観点から

許可申請書類の作成やOTITへの提出代行は、行政書士法上、行政書士（または弁護士）が業として行う範囲の仕事です。無資格のコンサルタントによる代行は認められていません。

依頼できる／頼るべき先

- 行政書士（申請書類の作成・提出代行）
- 弁護士（法的リスクの相談・契約確認）
- 社会保険労務士（労務体制）

注意したいポイント

- 「制度に詳しい」だけの無資格者への丸投げ
- 資格の確認をしないままの契約
- 書類作成支援と外部監査人の兼任（次頁で解説）

外部監査人と書類作成支援は、分けて依頼する

同じ行政書士・弁護士に、許可申請書類の作成支援と外部監査人への就任を同時に依頼すると、「自分が支援した体制を、自分自身が監査する」構造になりかねません。独立性・中立性という制度の要件そのものに関わるリスクであり、費用の多寡とは別に考えておきたい論点です。



避けたい依頼の仕方

- 同一の専門家が、①書類作成支援 と ②外部監査人 の両方を兼任
- 支援した組織設計・規程を、自分で監査してしまう



望ましい依頼の仕方

- ①書類作成・規程整備は、専門の行政書士に依頼
- ②外部監査人は、支援に関与していない独立した第三者に依頼

外部監査人として就任できる主な資格

新制度では、独立した第三者による外部監査人の選任が許可の要件です。全国的に需要が集中するため、契約が固まりにくくなる前に、複数候補と接点を持っておくことをおすすめします。

行政書士

弁護士

社会保険労務士

ポイント: 契約前に「育成就労法・技能実習法双方の実務経験」と「他団体からの受任状況」、そして書類作成支援を兼ねていないか(独立性)を確認しておく
と、実質を伴う監査体制を築きやすくなります。

今すぐ確認したいこと: 組織体制の分野では

☐ 監理支援機関としての事業目的等に沿って、定款の変更決議・届出は完了したか

☐ 常勤職員は要件を満たす人数を確保できているか

☐ 監理支援責任者の選任・要件確認は済んでいるか

☐ 受入企業との独立性・中立性に問題がないか

☐ 1人当たりの担当社数の上限を超えていないか

今すぐ確認したいこと: 外部監査人・送出機関の分野では

- ☐ 外部監査人(行政書士・弁護士・社労士等)との接触を始めたか
- ☐ 候補の外部監査人が、自団体の書類作成・規程整備支援を兼ねていないか
- ☐ 取引予定の送出機関は、認定送出機関リストに掲載される見込みか
- ☐ 対象国との二国間取決め(MOC)の進捗を把握しているか
- ☐ 育成就労実施者(受入企業)が2者以上見込めているか

今すぐ確認したいこと:財務・申請書類の分野では

- ☐ 債務超過の状態になっていないか、直近の決算を確認したか
- ☐ 申請書・添付書類(誓約書、概要書等)の様式を確認したか
- ☐ 育成就労計画認定申請(9月1日～)との役割分担を整理したか
- ☐ 申請手数料の公表を待って予算化する準備ができているか

相談先を選ぶときに見ておきたい視点

資格の有無

書類作成・提出代行は行政書士（弁護士）のみが業として行える

独立性の確保

書類作成支援者と外部監査人は、別の専門家に分けているか

実務経験の幅

技能実習法と育成就労法、両方の実務を扱っているか

費用の透明性

着手金・成功報酬・外部監査人費用の内訳が明確か

経営陣で話し合うための、3つの問い

組織内会議の議題として次の3点を踏み固めれば、とるべき行動がはっきり見えてきます。

Q1

自団体は、9月末を目安に間に合わせに動くべきか、今回は見送るべきか。その根拠は何か。

Q2

外部監査人・専門家への相談は、誰が・いつまでに着手するのか（書類作成と監査は分けて依頼できているか）。

Q3

費用面の許容ラインと、譲れないコンプライアンス上の要件は何か。

焦らず、しかし止まらずに

9月30日は絶対的な締切ではありません。だからといって、動かない理由にもなりません。

大切なのは、事実に基づいて現状を把握し、組織内で論点を共有し、独立性に配慮しながら必要な専門家に早めに相談することです。

1

現状を棚卸しする

組織体制・定款・財務・送出機関の状況を確認

2

専門家に相談する

書類作成と外部監査は分けて、早めに接触

3

経営陣で判断する

間に合わせるか見送るか、根拠を持って決める

ご相談ください

まずはスケジュールの無料診断から

対応します(初回無料診断)

自団体のスケジュール確認・全体の位置づけについての助言

対応しません(独立性の観点から)

具体的な申請書類の作成、規程・組織体制の策定支援

→ 必要に応じ専門の行政書士をご紹介します

受任します

外部監査人としての就任

お問い合わせは

info@oshiba-partners.com

(愛知県一宮市)おおしば行政書士事務所

2026年8月時点の公表情報に基づきます。最新情報は都度ご確認ください。